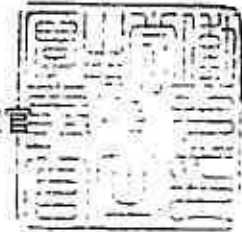


厚生労働省発社援 0721 第3号
平成 23 年 7 月 21 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官



社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について

標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号本職通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成23年4月1日から適用することとされたので通知する。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後

現行

別紙

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第1 (略)

第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

1~3 (略)

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

別紙

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱

第1 (略)

第2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

1~3 (略)

(交付の対象)

4 整備費補助金は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助事業を交付の対象とする。

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1)及び(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)障害福祉サービス事業所等 7 障害福祉サービス事業所(療養介護を除く。)	障害者自立支援法第79条第2項	障害者自立支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)	予算措置	都道府県又は指定都市 若しくは核市	3/4	2/3
イ 障害福祉サービス事業	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥県補助率	⑦国庫補助率
(1)及び(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3)障害福祉サービス事業所等 7 障害福祉サービス事業所(療養介護を除く。)	障害者自立支援法第79条第2項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等。以下「社会福祉法人等」という。)	予算措置	都道府県又は指定都市 若しくは核市	3/4	2/3
イ 障害福祉サービス事業	障害者自立支援法第79条第2項	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3

業所（療養 介護に限 る。）	項			若しくは中 核市		
ウ 障害者支 援施設	障害者自立支援 法第83条第4 項	地方税法（昭 和25年法律 第226号） 第348条 第2項第10 の4号及び第 10の6号の 規定により 固定資産税を 課されない こととされて いる法人（社 会福祉法人、 日本赤十字社、 公益社団法人、 公益財団法人 又は特例民法 法人等。医療 法人を除く。）	予算措置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3/4	2/3
(4)～(9)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10)児童福祉 施設等						
7 児童福祉 施設	児童福祉法第3 5条第4項	社会福祉法人 又は日本赤十 字社若しくは 公益社団法人 又は特例民法 法人	児童福祉法第 56条の2第 1項	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3/4	2/3
イ 重症心身 障害児(者) 通園事業施 設(A型)	平成8年5月1 0日児童第49 6号厚生省児童 家庭局長通知 「重症心身障害 児(者)通園事 業施設の実施に ついて」	社会福祉法 人	予算措置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3/4	2/3
(11)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員(者)の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

業所（療養 介護に限 る。）	項			若しくは中 核市		
ウ 障害者支 援施設	障害者自立支援 法第83条第4 項	社会福祉法 人等（医療 法人を除 く。）	予算措置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3/4	2/3
(4)～(9)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10)児童福祉 施設等						
7 児童福祉 施設	児童福祉法第3 5条第4項	社会福祉法人 又は日本赤十 字社若しくは 公益社団法人 又は特例民法 法人	児童福祉法第 56条の2第 1項	都道府県又 は指定都市	3/4	2/3
イ 重症心身 障害児(者) 通園事業施 設(A型)	平成8年5月1 0日児童第49 6号厚生省児童 家庭局長通知 「重症心身障害 児(者)通園事 業施設の実施に ついて」	社会福祉法 人	予算措置	都道府県又 は指定都市 若しくは中 核市	3/4	2/3
(11)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員(者)の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。
なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満に端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び改修(転換)については、次により算出された額を交付額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を比較して少ない方の額を選定する。

イ ~ エ (略)

(2) ~ (3) (略)

7 ~ 15 (略)

別表1-1 ~ 3 (略)

別表2-1

平成23年度定員1人当たりの間接補助基準単価
(略)

別表2-2

(沖橋振興計画に基づく事業として行う場合)
平成23年度定員1人当たりの間接補助基準単価
(略)

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)
平成23年度定員1人当たりの間接補助基準単価
(略)

別表3-1

平成23年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(略)

別表3-2

(沖橋振興計画に基づく事業として行う場合)
平成23年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(略)

別表3-3

(公害防止対策事業として行う場合)
平成23年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(略)

別表3-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)

(交付額の算定方法)

6 整備費補助金の交付額は、次により算出する。
なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満に端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 創設、増築、増改築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び改修(転換)については、次により算出された額を交付額を交付額とする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1又は別表1-2の第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を比較して少ない方の額を選定する。

イ ~ エ (略)

(2) ~ (3) (略)

7 ~ 15 (略)

別表1-1 ~ 3 (略)

別表2-1

平成22年度定員1人当たりの間接補助基準単価
(略)

別表2-2

(沖橋振興計画に基づく事業として行う場合)
平成22年度定員1人当たりの間接補助基準単価
(略)

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)
平成22年度定員1人当たりの間接補助基準単価
(略)

別表3-1

平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(略)

別表3-2

(沖橋振興計画に基づく事業として行う場合)
平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(略)

別表3-3

(公害防止対策事業として行う場合)
平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(略)

別表3-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)

平成23年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(略)

別表4(略)

別紙1～別紙7(略)

平成22年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価
(略)

別表4(略)

別紙1～別紙7(略)